

令和6年度 保育所入所申込み確認票

④

1. 育児休業中の場合（ただし転入予定のない市外在住者は除く）は、希望を次のA・Bから選択し、○をしてください。

※ 育児休業中以外 または 転入予定のない市外在住者の場合は、次の問2へ進んでください。

A 入所を希望し、利用承諾となった場合には入所日の翌月15日まで（3月入所のみ3月31日まで）に復職する。

B 育児休業の延長を希望するために申し込む。（育休延長希望） 注： 就労証明書で育休取得中であることを確認できない場合、Bは選択不可

Bを選択された場合は審査時に点数を付けず、Aを選択した方を優先して利用調整を実施します。

育休延長希望を解除する場合には、各回の利用調整締切日までに「育休延長希望解除届」を窓口へ提出する必要があります。

2. パパ育休の取得予定について、次のA～Cから選択し、○をしてください。Cの場合は、予定を記入してください。

※ 入所日翌月の15日まで（3月入所のみ3月31日まで）に、父母ともに復職する必要がありますので、ご注意ください。

A 取得予定なし B 産後8週間以内に取得予定あり（産後パパ育休）

C 産後8週目以降に取得予定あり ⇒ (令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)

3. 出産予定について、次のA・Bから選択し、○をしてください。Aの場合は、予定を記入してください。

※ 産前休暇開始までに入所・復職ができない場合は、利用調整対象外となります。（「妊娠・出産」での短期間限定入所の申込みを除く。）

【A. 予定有の場合】

A 予定有 出産予定日 : 令和 年 月 日 [申込児童・申込児童以外]

産前休暇開始予定日 : 令和 年 月 日

B 予定無 育児休業取得予定 : 無・有 (令和 年 月 日まで)

4. 以下の同意事項について、内容を確認をしたうえで、チェック欄に✓を入れ、署名をお願いします。

No.	申込みにあたっての同意事項	チェック
1	次の場合、利用承諾の取消しや保育実施の解除(退所)となるだけでなく、 <u>文書偽造による処罰の対象となる場合があります。</u> ●就労していないにもかかわらず就労している等、 <u>事実と異なる虚偽の記載や申立てをした。</u> ●重要事項(お子さんの行動・食事・医療面等の発育上で気になる点、その他家庭状況等)について、 <u>故意に申告しなかった。</u>	
2	<u>入所決定後に入所日を遅らせることはできません。</u> 申込時には、就労先等とよく調整をしたうえで、入所希望日を設定してください。また、希望する施設についても、実際に入所したら通うことができるか等をよく考慮したうえで、ご選択ください。(下位の希望順位の施設に利用承諾となることもあります。)	
3	育児休業中または就労内定で入所決定となった場合、 <u>入所日の翌月15日まで(3月入所のみ3月31日まで)に、父母ともに、申込時に提出した就労日数・就労時間で、復職(内定の場合は就労開始)をする必要があります。</u> 復職後2週間以内に、復職日を記載の就労証明書を提出してください。 復職の確認が取れない場合は、保育実施解除となります。(認証保育園を利用する場合も同様です。)	
4	認可保育所等に入所決定した後、 <u>入所決定を辞退して「認証保育園」の利用を継続する場合は、施設が指定する一般料金での利用となります。</u> 入所決定辞退後に改めて認可保育所等の入所申込みをしても、年度末までは、認証保育料金の適用にはなりません。	
5	申込内容に変更が生じた場合(育休延長希望およびその解除を含む)は、速やかに守谷市役所すくすく保育課まで申し出てください。 <u>変更内容は各回の利用調整締切日までのものが反映となります。</u> また、入所後についても、就労状況や家庭状況等に変更が生じた際は、速やかに守谷市役所すくすく保育課にご連絡ください。	
6	市が必要と認めた場合、お子さんの状況を確認するため、 <u>医師の意見書または診断書の提出を求める場合があります。</u> また、市が必要と認めた場合、施設がお子さんを安全に預かれるかについて、 <u>入所決定前に面接を実施したうえで、最終的な入所の可否を決定する場合があります。</u>	
7	【「妊娠・出産」を理由とする短期間限定での入所を申し込む場合のみ】 産後2か月後までの期間満了後は、いかなる理由があっても、施設の利用継続はできません。また、退所後の期間について就労等の理由による入所を申し込む場合は、期間限定入所の退所月から受付が可能です。(退所月の翌々月以降の入所希望となります。)	
8	【育児休業を取得中または取得予定の場合のみ】 この申込みは、認可保育所等の入所を申し込むものです。育児休業や給付金の延長申請をする際に必要な利用保留通知の内容について、ご自身でご確認ください。入所希望のなかった期間の利用保留通知を遡って交付することは、いかなる理由があってもできません。	

以上の内容について確認し、同意しました。

保護者氏名(父) _____ (自筆)

令和 年 月 日

保護者氏名(母) _____ (自筆)

(※ 裏面 問5に続く)

5. 世帯の状況について、該当するものに✓を入れてください。(※ 証明書類の提出を求める場合があります。)

● 申込児童名: _____ (年 月 日生)

チェック		
<input type="checkbox"/>	入所希望日が4月～9月の世帯	+1
<input type="checkbox"/>	ひとり親世帯	+100
<input type="checkbox"/>	調停、審判、裁判による離婚の訴えを提起中(裁判上の離婚)かつ別居中	+20
<input type="checkbox"/>	離婚前提別居中(調停、審判、裁判による離婚の訴えを提起中は除く)	+10
<input type="checkbox"/>	生活保護受給世帯	+10
<input type="checkbox"/>	保護者が拘禁中	+8
<input type="checkbox"/>	家計の主宰者が倒産、失業	+8
<input type="checkbox"/>	やむを得ない事情により父母のいずれかが保育を行うことが出来ない場合 <input type="checkbox"/> 単身赴任中 <input type="checkbox"/> 入院中	+5
<input type="checkbox"/>	保護者がいずれかの交付を受けている場合 <input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳1級、2級 (聴覚障がい3級を含む) <input type="checkbox"/> 精神障がい者保健福祉手帳1級 <input type="checkbox"/> 療育手帳マルA、A (※ ただし、基本点数を「保護者の疾病・障がい」で採点している場合は、重複採点を行わない。)	+10
<input type="checkbox"/>	保護者がいずれかの交付を受けている場合 <input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳3級、4級 (聴覚障がい3級を除く) <input type="checkbox"/> 精神障がい者保健福祉手帳2級 <input type="checkbox"/> 療育手帳B (※ ただし、基本点数を「保護者の疾病・障がい」で採点している場合は、重複採点を行わない。)	+8
<input type="checkbox"/>	保護者がいずれかの交付を受けている場合 <input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳5級以下 <input type="checkbox"/> 精神障がい者保健福祉手帳3級 <input type="checkbox"/> 療育手帳C (※ ただし、基本点数を「保護者の疾病・障がい」で採点している場合は、重複採点を行わない。)	+5
<input type="checkbox"/>	同居親族(当該児童・保護者以外)にいずれかの所持者がいる場合 <input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳4级以上 <input type="checkbox"/> 精神障がい者保健福祉手帳2级以上 <input type="checkbox"/> 療育手帳B以上 <input type="checkbox"/> 要介護1以上の認定 (※ ただし、基本点数を「親族の介護・看護」で採点している場合は、重複採点を行わない。)	+3
<input type="checkbox"/>	保育士・子育て支援員・幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭・保健師・看護師・准看護師の資格を有した父母が、 <u>守谷市内の保育所・認定こども園・地域型保育事業所・認可外保育施設・幼稚園で勤務(内定を含む)して保育を行う場合</u>	+80
<input type="checkbox"/>	【保育士加点 同意欄】 <input type="checkbox"/> 加点を受けて利用承諾となった場合、当該児童が在園期間中は、守谷市内の保育施設に勤務することが条件となります。 ・児童の入所前に守谷市内の保育施設を退職(または内定辞退)した場合は、利用承諾を取消(または退所)になります。	
<input type="checkbox"/>	申込児童の世帯に過去5年間のうち3か月分以上の保育料の滞納がある場合	-50
<input type="checkbox"/>	守谷市外に居住しており、守谷市への転入予定もない世帯 (※ ただし、守谷市内の教育・保育施設で勤務して保育を行う「保育士加点」の採点をする場合は、減点しない。)	-100
人	申込児童のきょうだいのうち、未就学児童(小学校入学前の児童)の人数	児童1人につき+4
<input type="checkbox"/>	申込児童のきょうだいに、次のいずれも該当しない未就学児童がいる場合 ・幼稚園の利用(または利用契約)・保育所の利用(または利用申込)・認可外保育施設や企業内託児所の利用 (※ ただし、当該児童が介護・看護の対象児童である場合は除く。)	-10

 上記のいずれにも該当しません